

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第4条の2 (WEB サービス等)	第4条の2 (WEB サービス等)
3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。	3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を <u>含む</u> 。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
第14条 個人信用情報機関の利用および登録	第14条 個人信用情報機関 <u>が保有する信用情報</u> の利用および <u>個人信用情報機関への信用情報の提供等</u>
1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。	1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当社またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・ <u>返済能力</u> に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「 <u>加盟事業者</u> 」といふ。）に対する当該情報の提供を業とするもの <u>を</u> いう。以下同じ。）が <u>保有する信用情報の利用</u> および <u>個人信用情報機関への信用情報の提供等</u> について以下のことに同意します。
(1) 本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といふ。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といふ。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に關し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盜難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。	(1) <u>両社が、本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を</u> 、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といふ。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といふ。）に <u>提供し、本会員等に関する信用情報</u> ((4)①に定める情報をいう。以下同じ。) をこれらの個人信用情報機関に照会すること。
	(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
(2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。	<u>(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u>
	<u>(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</u>
	<u>① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</u>
	<u>ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u>
	<u>イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</u>
	<u>ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</u>
	<u>② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u>
	<u>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u>
	<u>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u>
	<u>ウ. ③に基づく信用情報の提供</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p>
(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。	(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、 <u>加盟事業者</u> に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の <u>加盟事業者</u> が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込みされた方（以下「家族会員等」という。）は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。	2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込みされた方（以下「家族会員等」という。）は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の <u>加盟事業者</u> が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。
3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当社またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。	3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の <u>個人信用情報機関とします</u> 。なお、当社またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第22条 ショッピングの利用 10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。	第22条 ショッピングの利用 10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、 <u>電子マネー</u> 、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、 <u>射幸性のある商品等、その他当社所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供</u> については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、 <u>本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</u> <u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u>
第32条 CD・ATMでの利用 会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。	第32条 CD・ATMでの利用 会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当社に対し、 <u>(1)(2)においては</u> 貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内の当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」 <u>および<繰上返済方法>に定めるものをいう。）を、(3)においては当社所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の<繰上返済方法>に定めるものをいう。）を支払うものとします。</u> なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第33条 約定支払日と口座振替</p> <p>1. 每月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>	<p>第33条 約定支払日と口座振替</p> <p>1. 每月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>
<p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に JCB が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB</p>	<p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当社が指定した料率（当社が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCB が</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
が定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。	定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。
第34条 明細	第34条 明細
2.当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したもの）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。	2.当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したもの）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ <u>もつとも</u> 、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>6. 当社は本会員または本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当社が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当社がこれを認める場合には、当社所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。</u>当社が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当社に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当社が定める額を当社が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p>
第38条の2（取引の制限等）	第38条の2（取引の制限等）
当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。	当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する <u>（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）</u> 場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。
	<u>(7) 第22条第10項に該当した場合</u>

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第46条 会員規約およびその改定	第46条 会員規約およびその改定
<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを<u>含む</u>。）、または本規約に付隨する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
2025年2月28日現在	<u>2026年3月31日現在</u>
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
<p>3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項目4に従うものとします。）および支払停止の抗弁に関する書面については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。</p>	<p>3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項目4に従うものとします。）および支払停止の抗弁に関する書面については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。<u>なお、当社およびJCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</u></p>
(GSM00555・20230331)	(GSM00555・ <u>20260331</u>)

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p><加盟個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フアーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、 加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は 上記の各社開設のホームページをご覧ください。 ※株式会社ジェーシービー (JCB) の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、 株式会社シー・アイ・シー (CIC) および株式会社日本信用情報機構 (JICC) となります。JCB以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。</p>	<p><加盟個人信用情報機関></p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>●株式会社日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、 加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。 ※株式会社ジェーシービー (JCB) の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、 株式会社シー・アイ・シー (CIC) および株式会社日本信用情報機構 (JICC) となります。 JCB以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。</p>

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前				改定後			
登録情報および登録期間				登録情報および登録期間			
	CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC		CIC	全国銀行 個人信用 情報センター	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間				①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等)	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月以内	②本契約の申し込みに係る事実(加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より6ヵ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその後返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	③本契約に係る事実(入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間				⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあつた日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあつた日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

●各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

(KSK77AW・20250228)

●各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

(KSK77AW・20260331)

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後																																																																																		
<p>ショッピングリボ払いのご案内 20230331 [2w]'-1</p> <p>1.毎月のお支払い元金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">締切日(毎月15日)のご利用残高</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>10万円以下</th> <th>10万円超 50万円以下</th> <th>50万円超 100万円以下</th> <th>100万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">お支払いコース</td> <td>全額コース</td> <td colspan="4">締切日(毎月15日)のご利用残高全額</td> </tr> <tr> <td>定額コース</td> <td colspan="4">ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*</td> </tr> <tr> <td>残高スライドコース</td> <td>ゆとりコース</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万5千円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準コース</td> <td>1万円</td> <td>10万円超10万円ごとに1万円加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>短期コース</td> <td>2万円</td> <td>10万円超10万円ごとに2万円加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。</p> <p>*お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。</p> <p>*新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいている場合ではお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>*スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。</p> <p>2.手数料率 実質年率13.20~15.00% ※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。 ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。 ※会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。</p> <p>[初回のご請求] 実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求] 実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日</p> <p>3.お支払い例</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合 (1)8月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 747円(7万円×15.00%×26日÷365日) ③8月10日の弁済金 10,747円(①+②) (2)9月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 764円(6万円×15.00%×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 10,764円(①+②) 残高スライドコース(ゆとりコース)、実質年率15.00%の方が6月30日に10万5千円をご利用の場合 (1)8月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 1,121円(10万5千円×15.00%×26日÷365日) ③8月10日の弁済金 11,121円(①+②) (2)9月10日のお支払い ①お支払い元金 5,000円 ②手数料 1,210円(9万5千円×15.00%×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 6,210円(①+②) <p>*毎月の手数料の3回目以降は、2回目と同様の計算方法により算出します。</p> <p>*カード券種によっては上記以外のショッピングリボ払いのご案内となる場合があります。別途提供しているショッピングリボ払いのご案内をご確認ください。</p>			締切日(毎月15日)のご利用残高						10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*				残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算				短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算			<p>ショッピングリボ払いのご案内 20260331 [2w]'-1</p> <p>1.毎月のお支払い元金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">締切日(毎月15日)のご利用残高</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>10万円以下</th> <th>10万円超 50万円以下</th> <th>50万円超 100万円以下</th> <th>100万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">お支払いコース</td> <td>全額コース</td> <td colspan="4">締切日(毎月15日)のご利用残高全額</td> </tr> <tr> <td>定額コース</td> <td colspan="4">ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*</td> </tr> <tr> <td>残高スライドコース</td> <td>ゆとりコース</td> <td>5千円</td> <td>1万円</td> <td>1万5千円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準コース</td> <td>1万円</td> <td>10万円超10万円ごとに1万円加算</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>短期コース</td> <td>2万円</td> <td>10万円超10万円ごとに2万円加算</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。</p> <p>*お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。</p> <p>*新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいている場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>*スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。</p> <p>2.手数料率 2026年10月1日ご利用分から(※1) 実質年率18.00% 2026年9月30日ご利用分まで 実質年率13.20~15.00%(*2)(※3) (※1)利率改定は2026年10月1日を目指しておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html)で公表します。 (※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。 (※3)会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。 [初回のご請求] 実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日 [2回目以降のご請求] 実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日</p> <p>3.お支払い例</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合 (1)8月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 897円(7万円×18.00%×26日÷365日) ③8月10日の弁済金 10,897円(①+②) (2)9月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 917円(6万円×18.00%×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 10,917円(①+②) 残高スライドコース(ゆとりコース)、実質年率18.00%の方が6月30日に10万5千円をご利用の場合 (1)8月10日のお支払い ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 1,346円(10万5千円×18.00%×26日÷365日) ③8月10日の弁済金 11,346円(①+②) (2)9月10日のお支払い ①お支払い元金 5,000円 ②手数料 1,452円(9万5千円×18.00%×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 6,452円(①+②) <p>*毎月の手数料の3回目以降は、2回目と同様の計算方法により算出します。</p> <p>*カード券種によっては上記以外のショッピングリボ払いのご案内となる場合があります。別途提供しているショッピングリボ払いのご案内をご確認ください。</p>			締切日(毎月15日)のご利用残高						10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超	お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額				定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*				残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算				短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算		
		締切日(毎月15日)のご利用残高																																																																																	
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超																																																																														
お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額																																																																																	
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*																																																																																	
	残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円																																																																													
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算																																																																															
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算																																																																																
		締切日(毎月15日)のご利用残高																																																																																	
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超																																																																														
お支払いコース	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額																																																																																	
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*																																																																																	
	残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円																																																																													
		標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算																																																																															
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算																																																																																

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後																																																																																															
<p>ショッピング分割払いのご案内 2010806 (w)</p> <p>1. 手数料率 実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%] ※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。 ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</p> <p>2. 支払回数表 実質年率15.00%の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払回数</th><th>3回</th><th>5回</th><th>6回</th><th>10回</th><th>12回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td><td>3ヶ月</td><td>5ヶ月</td><td>6ヶ月</td><td>10ヶ月</td><td>12ヶ月</td></tr> <tr> <td>割賦係数</td><td>2.51%</td><td>3.78%</td><td>4.42%</td><td>7.00%</td><td>8.31%</td></tr> <tr> <td>(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)</td><td>251円</td><td>378円</td><td>442円</td><td>700円</td><td>831円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払回数</th><th>15回</th><th>18回</th><th>20回</th><th>24回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td><td>15ヶ月</td><td>18ヶ月</td><td>20ヶ月</td><td>24ヶ月</td></tr> <tr> <td>割賦係数</td><td>10.29%</td><td>12.29%</td><td>13.64%</td><td>16.37%</td></tr> <tr> <td>(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)</td><td>1,029円</td><td>1,229円</td><td>1,364円</td><td>1,637円</td></tr> </tbody> </table> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。 ※実質年率が15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。</p>	支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円	支払回数	15回	18回	20回	24回	支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%	(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円	<p>ショッピング分割払いのご案内 20260331 (w)</p> <p>1. 手数料率</p> <table border="1"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から(※1)</td> <td>実質年率18.00%[月利1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)</td> </tr> </table> <p>(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html)で公表します。</p> <p>(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。 ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</p> <p>2. 支払回数および支払期間</p> <table border="1"> <tr> <td>3回(3ヶ月)～60回(60ヶ月)の各回(各月数)</td> </tr> <tr> <td><ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額の例></td> </tr> <tr> <td>実質年率18.00%の場合</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払回数</th><th>3回</th><th>10回</th><th>12回</th><th>18回</th><th>24回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td><td>3ヶ月</td><td>10ヶ月</td><td>12ヶ月</td><td>18ヶ月</td><td>24ヶ月</td></tr> <tr> <td>割賦係数</td><td>3.01%</td><td>8.43%</td><td>10.02%</td><td>14.85%</td><td>19.82%</td></tr> <tr> <td>ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額</td><td>301円</td><td>843円</td><td>1,002円</td><td>1,485円</td><td>1,982円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払回数</th><th>30回</th><th>36回</th><th>48回</th><th>60回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td><td>30ヶ月</td><td>36ヶ月</td><td>48ヶ月</td><td>60ヶ月</td></tr> <tr> <td>割賦係数</td><td>24.92%</td><td>30.15%</td><td>41.00%</td><td>52.36%</td></tr> <tr> <td>ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額</td><td>2,492円</td><td>3,015円</td><td>4,100円</td><td>5,236円</td></tr> </tbody> </table> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合があります。 ※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。</p>	2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)	3回(3ヶ月)～60回(60ヶ月)の各回(各月数)	<ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額の例>	実質年率18.00%の場合	支払回数	3回	10回	12回	18回	24回	支払期間	3ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	24ヶ月	割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	支払回数	30回	36回	48回	60回	支払期間	30ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月	割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%	ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円
支払回数	3回	5回	6回	10回	12回																																																																																											
支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月																																																																																											
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%																																																																																											
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円																																																																																											
支払回数	15回	18回	20回	24回																																																																																												
支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月																																																																																												
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%																																																																																												
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円																																																																																												
2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]																																																																																															
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)																																																																																															
3回(3ヶ月)～60回(60ヶ月)の各回(各月数)																																																																																																
<ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額の例>																																																																																																
実質年率18.00%の場合																																																																																																
支払回数	3回	10回	12回	18回	24回																																																																																											
支払期間	3ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	18ヶ月	24ヶ月																																																																																											
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%																																																																																											
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円																																																																																											
支払回数	30回	36回	48回	60回																																																																																												
支払期間	30ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月																																																																																												
割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%																																																																																												
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円																																																																																												

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>3. お支払い例</p> <p>実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いのご購入の場合</p> <p>A. 上表に基づく手数料総額 $100,000\text{円} \times 7.00\% = 7,000\text{円}$</p> <p>B. 上表に基づく支払総額 $100,000\text{円} + 7,000\text{円} = 107,000\text{円}^{\ast 1}$</p> <p>C. 毎月の支払額 $107,000\text{円} \div 10\text{回} = 10,700\text{円}^{\ast 2}$ (ただし、初回10,518円^{※3}、最終回10,699円^{※4})</p> <p>D. 分割支払金合計額 $10,518\text{円(初回)} + 10,700\text{円} \times 8\text{(第2回～第9回)}$ $+ 10,699\text{円(最終回)} = 106,817\text{円}$</p> <p>※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)</p> <p>※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 每月の支払額」を算出しています。</p> <p>※3 初回支払額は上記「C. 每月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。 月利計算の手数料 $100,000\text{円} \times 1.25\% = 1,250\text{円}$ 初回支払元金 $10,700\text{円} - 1,250\text{円} = 9,450\text{円}$</p> <p>日割計算の手数料 $100,000\text{円} \times 15.00\% \times 26\text{日} \div 365\text{日} = 1,068\text{円}$ (ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)</p> <p>初回支払額 $9,450\text{円} + 1,068\text{円} = 10,518\text{円}$</p> <p>※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回までの合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。 第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 每月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例、第2回> 初回支払後残高 $100,000\text{円} - 9,450\text{円} = 90,550\text{円}$ 月利計算の手数料 $90,550\text{円} \times 1.25\% = 1,131\text{円}$ 第2回支払元金 $10,700\text{円} - 1,131\text{円} = 9,569\text{円}$</p>	<p>3. お支払い例</p> <p>実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いのご購入の場合</p> <p>A. 上表に基づく手数料総額 $100,000\text{円} \times 8.43\% = 8,430\text{円}$</p> <p>B. 上表に基づく支払総額 $100,000\text{円} + 8,430\text{円} = 108,430\text{円}^{\ast 1}$</p> <p>C. 每月の支払額 $108,430\text{円} \div 10\text{回} = 10,843\text{円}^{\ast 2}$ (ただし、初回10,625円^{※3}、最終回10,842円^{※4})</p> <p>D. 分割支払金合計額 $10,625\text{円(初回)} + 10,843\text{円} \times 8\text{(第2回～第9回)}$ $+ 10,842\text{円(最終回)} = 108,211\text{円}$</p> <p>※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)</p> <p>※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 每月の支払額」を算出しています。</p> <p>※3 初回支払額は上記「C. 每月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。 月利計算の手数料 $100,000\text{円} \times 1.50\% = 1,500\text{円}$ 初回支払元金 $10,843\text{円} - 1,500\text{円} = 9,343\text{円}$</p> <p>日割計算の手数料 $100,000\text{円} \times 18.00\% \times 26\text{日} \div 365\text{日} = 1,282\text{円}$ (ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)</p> <p>初回支払額 $9,343\text{円} + 1,282\text{円} = 10,625\text{円}$</p> <p>※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回までの合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。 第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 每月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例、第2回> 初回支払後残高 $100,000\text{円} - 9,343\text{円} = 90,657\text{円}$ 月利計算の手数料 $90,657\text{円} \times 1.50\% = 1,359\text{円}$ 第2回支払元金 $10,843\text{円} - 1,359\text{円} = 9,484\text{円}$</p>

【新旧対照表】JCB 会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前	改定後				
<p>ショッピングスキップ払いのご案内 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。 手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。) 支払期間：54～239日</p> <p>1. 手数料率 実質年率12.00～15.00%[月利1.00～1.25%] ※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。 ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</p> <p>2. お支払い例 実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合 <11月10日のお支払い> ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 375円(1万円×3ヶ月×(15.00%/12ヶ月)) ③11月10日の支払額(支払総額) 10,375円(①+②) ※株式会社ジェーシーピー以外のカード発行会社が発行するカードについては、別途提供しているショッピング分割払いのご案内をご確認ください。</p>	<p>ショッピングスキップ払いのご案内 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。 手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。) 支払期間：54～239日</p> <p>1. 手数料率</p> <table border="1"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から(※1)</td> <td>実質年率18.00%[月利1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)</td> </tr> </table> <p>(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html)で公表します。</p> <p>(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。 ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。</p> <p>2. お支払い例 実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合 <11月10日のお支払い> ①お支払い元金 10,000円 ②手数料 450円(1万円×3ヶ月×18.00%/12ヶ月)) ③11月10日の支払額(支払総額) 10,450円(①+②) ※株式会社ジェーシーピー以外のカード発行会社が発行するカードについては、別途提供しているショッピング分割払いのご案内をご確認ください。</p>	2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)
2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%[月利1.50%]				
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)				

【新旧対照表】JCB会員規約（個人用）の主な改定箇所

改定前						改定後					
<線上返済方法>						<線上返済方法>					
	ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い			ショッピングリボ払い	ショッピング分割払い*	キャッシング1回払い(国内・海外)	キャッシングリボ払い	
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	当社が指定するATM等から入金して返済する方法	1. ATMによるご返済	○	×	×	○	当社が指定するATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法	3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	当社に現金を持参して返済する方法	4. 持参によるご返済	○	○	○	○	当社に現金を持参して返済する方法
<p>*全額線上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの線上返済方法はショッピング分割払いの線上返済方法と同様です。</p> <p>※全額線上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部線上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の線上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</p> <p>※カード券種によっては上記以外の線上返済方法となる場合があります。別途提供している線上返済方法をご確認ください。</p> <p>※持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</p>											
<p>当社が別途公表(https://www.jcb.co.jp/release/atm-fee.html)する日よりATM手数料が発生します。</p> <p>*全額線上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの線上返済方法はショッピング分割払いの線上返済方法と同様です。</p> <p>※全額線上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部線上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし(キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。)、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※上記「1. ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))は会員負担となります(カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります)。</p> <p>※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の線上返済を行うことはできません(キャッシング振込サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</p> <p>※カード券種によっては上記以外の線上返済方法となる場合があります。別途提供している線上返済方法をご確認ください。</p> <p>※持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</p>											